

2014年7月3日

各 位

会 社 名 第一生命保険株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渡邊 光一郎
(コード番号：8750 東証第一部)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

第一生命保険株式会社(社長 渡邊 光一郎、以下「当社」という。)は、本日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループでは、中長期経営戦略において、国内生命保険市場でのシェア拡大に向けた成長戦略を展開するとともに、海外生命保険市場での事業展開加速・利益貢献の拡大により、「アジアを代表するグローバル保険グループ」となることを目指してきました。

2013年5月に公表した2013～2015年度中期経営計画「*Action D*」の下、国内生命保険市場においては2013年12月に具体的な成長戦略として「一生涯のパートナー With Youプロジェクト」を策定し、展開を開始しており、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社の買収による新たな市場の開拓に向けた取組みも予定しています。

一方、海外生命保険市場においても、既進出先5カ国(2013年10月に関連会社化したインドネシアのパニン・第一ライフ社(PT Panin Dai-ichi Life)を含む。)において、成長加速のための事業ノウハウ(リスク管理、保険数理、チャネル育成、資産運用等)の提供や、人財・資本面での支援等を通じて、各社のバリューアップを図ってきました。2013年12月には、豪州のTALグループ(TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd及び同社傘下の子会社の総称)が、豪州生命保険市場においてシェア第一位(2013年12月末時点の保有契約年換算保険料に基づく)になるなど、着実にグローバルな事業展開における実績を挙げてきました。また、アセットマネジメント事業においても、2013年に米国のジャナス社(Janus

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

Capital Group Inc.) の関連会社化を実現しています。

本中期経営計画「*Action D*」においては、海外生命保険事業について、地域別・成長段階別に分散の効いた事業ポートフォリオの構築に資するよう、先進国市場への進出も視野に入れてきました。特に米国は、先進国でありながらも人口増加等に支えられ堅調な経済成長が続いており、また優秀な専門人材・経営ノウハウの享受を期待できる有望な市場と捉えてきました。

2014年6月4日付で公表しました「米国の上場生命保険グループ Protective Life Corporation の完全子会社化に向けた買収手続きの開始の合意について」でお知らせしましたとおり、当社は、同日開催の取締役会において米国の生命保険グループである Protective Life Corporation (以下、「プロテクトティブ社」という。)を買収し完全子会社とすること(以下、「本買収」という。)について決議し、同社との間で、同日、本買収のために設立した当社の米国子会社との間の合併に関する契約を締結しました。当該契約に基づき、当社は、プロテクトティブ社を総額約5,708百万米ドル(1米ドル=102円として約5,822億円)の金銭を対価として買収する手続きを開始し、同社を完全子会社化する予定です。

本買収は、2014年8月から2014年9月頃の開催が想定されるプロテクトティブ社の株主総会において承認が得られること及び規制当局の許認可その他の必要な手続きが完了すること等を条件に、2014年12月から2015年1月頃に完了する見込みです。

今回の新株式発行による調達資金は、プロテクトティブ社の買収に全額を充当する予定です。今回の調達資金に加えて、本中期経営計画で設定した新規資本投下枠(当初3,000億円で設定。2014年3月末現在の残額約2,400億円)を活用するとともに、今後、海外生命保険事業における資本管理の強化、市場リスクの追加削減、補完的な資本調達手段の活用などの施策を検討・実施することで、本買収後においても、本中期経営計画「*Action D*」で掲げたグローバル大手生保に伍する資本水準(経済価値ベース・信頼水準99.95%)を当初計画通り達成する見込みです。

本資金調達を通じてプロテクトティブ社を買収することにより、当社は日本及びアジア・パシフィック地域に加え、米国生命保険市場に本格的に進出することとなり、財務基盤のさらなる強化を図りながら海外事業利益の拡大と地域分散の加速が可能となります。本買収を「アジアを代表するグローバル保険グループ」を目指す上での一大橋頭堡と位置付け、今後、成長加速と大胆な事業展開を図ります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

記

1. 公募による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 184,900,000 株
- ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 86,000,000 株
- ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 86,000,000 株
- ③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 12,900,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2014 年 7 月 15 日(火)から 2014 年 7 月 17 日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。

① 国内一般募集

国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする国内引受会社(国内引受会社)に国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社が共同して行う。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、共同主幹事会社である野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びみずほ証券株式会社が共同で行う。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

② 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」という。）は海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144 A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Goldman Sachs International、Nomura International plc、Merrill Lynch International、J.P. Morgan Securities plc 及び Mizuho International plc を共同主幹事引受会社とする海外引受会社（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 86,000,000 株及び海外募集 98,900,000 株（上記(1)②に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式 86,000,000 株及び上記(1)③に記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 12,900,000 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及び下記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターはゴールドマン・サックス証券株式会社及び野村證券株式会社とし、コ・グローバル・コーディネーターはみずほ証券株式会社とする。

(5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後
(国内一般募集) の日まで。
- (7) 払 込 期 日 2014年7月23日(水)から2014年7月25日(金)までの間のいずれ
かの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)、その他公募による
新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 12,900,000株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限の売出株式数を示したものである。国内
一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメン
トによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数
は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日
に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募による
新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券
株式会社が当社株主から12,900,000株を上限として借入れる当社
普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) オーバーアロットメントによる売出しについては、2014年7月3日(木)に金融商品取引法
に基づく有価証券通知書を提出する。
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定につい
ては、当社代表取締役に一任する。
- (10) 国内一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 12,900,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 公 募 に よ る 新 株 式
決 定 方 法 発行における払込金額と同一とする。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式
売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成され
たものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び
株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関
する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するもの
ではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、ま
た、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満た
さない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合
には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によ
って行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 2014 年 8 月 18 日(月)
- (6) 払 込 期 日 2014 年 8 月 19 日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 国内一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 12,900,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、12,900,000 株を予定していますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村証券株式会社に取得させるために、当社は 2014 年 7 月 3 日（木）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 12,900,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2014 年 8 月 19 日（火）を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2014 年 8 月 12 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定です。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、シンジケートカバー取引及び安定操作取引については、野村証券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 1,000,138,700株 (2014年6月30日現在)

公募増資による増加株式数 184,900,000株 (注) 1.

公募増資後の発行済株式総数 1,185,038,700株 (注) 1.

第三者割当増資による増加株式数 12,900,000株 (注) 2.

第三者割当増資後の発行済株式総数 1,197,938,700株 (注) 2.

(注) 1. 海外引受会社が上記「1. 公募による新株式発行」(1)③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 上記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限275,944,722,000円については、プロテクト社の買収のための資金に全額を充当する予定です。当社は、2014年6月4日開催の取締役会においてプロテクト社を買収し完全子会社とすることについて決議し、同社との間で、同日、本買収のために設立した当社の米国子会社との間の合併に関する契約を締結しています。当該契約に基づき、当社は、プロテクト社を総額約5,708百万米ドル(1米ドル=102円として約5,822億円)の金銭を対価として買収する手続きを開始し、同社を完全子会社化する予定です。

本買収は、2014年8月から2014年9月頃の開催が想定されるプロテクト社の株主総会において承認が得られること及び規制当局の許認可その他の必要な手続きが完了すること等を条件に、2014年12月から2015年1月頃に完了する見込みです。

なお、本買収が不成立となった場合には、当該手取金については、本買収に代わる買収のための資金に充当するよう努めますが、そのような買収を実行できないときには、当該手取金の全部又は一部を、投融資(有価証券、貸付、不動産等での運用、当社グループの事業を補完する若しくは当社グループの事業とシナジーがあると判断した事業若しくはサービスへの投資又はこれらの取得を含みます。)、債務の返済、運転資金(事業費支出等)及び設備投資(情報システムへの投資を含みます。)に充当する予定です。従って、本買収が不成立となった場合には、当社は、当該手取金の使途に対して広範な裁量を有することになり、その使途によっては、当社の株主価値の増加又は維持に寄与しない可能性があります。

(注) 上記手取概算額合計上限の金額は、2014年6月30日(月)現在における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(3) 業績に与える影響

本資金調達を通じて米国の生命保険グループであるプロテクティブ社を買収することにより、財務基盤のさらなる強化を図りながら海外事業利益の拡大と地域分散の加速が可能となり、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えています。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来の事業環境の変化に備えるための財務健全性の維持や成長投資に必要な内部留保の確保、有配当保険契約のご契約者に対する契約者配当のお支払い、株主に対する資本コストを意識した適切な利益還元、それぞれのバランスを考慮し、企業価値の向上に努めていくことを基本方針としています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

株主還元は安定的な株主配当を基本とし、連結修正純利益(※1)に対する総還元性向(※2)を30%程度とすることを中期的な目処としつつ、利益成長に伴う株主還元の拡大を目指します。毎期の株主配当については、連結・単体の業績動向、市場環境、規制動向等を総合的に勘案し決定します。

なお、毎期の配当については、会社法第454条第5項に定める取締役会決議による中間配当を行うことができる旨を定款に定めていますが、年間連結業績等を見極めた上で、毎年3月31日を基準日として株主総会決議による年1回の配当を行うことを予定しています。

(※1) 連結修正純利益は、実質的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期純利益に危険準備金の法定超過繰入額(税引後)を加算する等して算出しております。

(※2) 総還元性向 = (株主配当総額 + 自己株式取得総額) / 連結修正純利益

(3) 内部留保資金の用途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
1株当たり連結当期純利益	2,061.78円	3,275.48円	78.58円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	1,600.00円 (—)	1,600.00円 (—)	20.0円 (—)
実績連結配当性向	77.6%	48.8%	25.5%
自己資本連結当期純利益率	2.4%	2.5%	4.3%
連結純資産配当率	1.9%	1.2%	1.1%

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (注) 1. 2013年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき100株の株式分割を行っていますので、2014年3月期の1株当たり連結当期純利益は、2014年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権及び少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、株式報酬型ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しています。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（1,197,938,700株）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は0.04%となります。

ストックオプション付与の状況（2014年6月30日現在）

発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
2011年7月29日	117,600株	1株当たり1円	1株当たり 443円	2011年8月17日から 2041年8月16日まで
2012年7月31日	253,900株	1株当たり1円	1株当たり 384円	2012年8月17日から 2042年8月16日まで
2013年7月31日	162,000株	1株当たり1円	1株当たり 651円	2013年8月17日から 2043年8月16日まで

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
始 値	125,900 円	116,400 円	125,900 円 □1,412 円	1,497 円
高 値	137,300 円	139,400 円	171,000 円 □1,800 円	1,557 円
安 値	73,300 円	74,300 円	100,400 円 □1,250 円	1,310 円
終 値	114,300 円	126,500 円	142,000 円 □1,500 円	1,537 円
株価収益率	55.4 倍	38.6 倍	19.1 倍	—

(注) 1. 2015年3月期の株価については、2014年7月2日(水)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2015年3月期に関しては、未確定のため記載していません。

3. 2014年3月期の株価の□印は、2013年10月1日を効力発生日とした当社普通株式1株につき100株の株式分割による権利落後の株価です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社はジョイント・グローバル・コーディネーター及びコ・グローバル・コーディネーターに対し、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及びコ・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割に伴う新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しています。

ジョイント・グローバル・コーディネーター及びコ・グローバル・コーディネーターは上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

以上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。